

第一種動物取扱業登録申請について

第一種動物取扱業者の一例

業種	業の内容	該当する業者の一例
販売	動物の小売及び卸売並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	<ul style="list-style-type: none">● 小売業者● 卸売業者● 販売目的の繁殖又は輸入を行う者
保管	一時的に顧客の動物を預かる業	<ul style="list-style-type: none">● ペットホテル業者● 美容業者（動物を預かって行う場合）● ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	<ul style="list-style-type: none">● ペットレンタル業者● 映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	<ul style="list-style-type: none">● 動物の訓練・調教業者● 出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	<ul style="list-style-type: none">● 動物園● 水族館● 移動動物園● 動物サーカス● 動物ふれあいパーク● 乗馬施設● アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）
競りあ っせん 業	動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行う業	<ul style="list-style-type: none">● 動物オークション（会場を設けて行う場合）
譲受飼 養業	有償で動物を譲り受けて飼養を行う業	<ul style="list-style-type: none">● 老犬老猫ホーム

登録を受けるための要件

動物取扱責任者を設置し、動物の管理の方法や飼養施設の基準を満たすこと
※環境省ウェブサイト「第一種動物取扱業者の規制」をご確認ください
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html)



環境省 第一種動物取扱業者の規制

登録までの手順

1. 事前相談
飼養施設や申請書類について、事前に相談してください。
2. 登録申請
申請に必要な書類を窓口に提出してください。
※この時手数料も領収します。後記の手数料を現金でご用意ください。
3. 施設の検査
登録申請のあった施設を職員が検査します。
4. 登録
検査の結果、施設基準適合が確認されると第一種動物取扱業として登録され、2週間程で登録証を交付しますので、保健所窓口で受領してください。
※広告の製作等で検査前に登録証が必要な場合は事前にご相談ください。

申請の単位

登録申請は、事業所別・業種別に行います。

例) 1つの事業所で動物の小売（販売）とペットホテル（保管）を行う→販売と保管について登録を申請
※申請書もそれぞれ必要です。ただし同一の事業所において複数の種類の業務を行う場合で、同時に登録申請する場合は、共通する添付書類の提出は1部でも可とします。

動物取扱責任者の要件

- ① 獣医師あるいは愛玩動物看護師
- ② 資格+実務経験または飼養従事経験
- ③ 学歴+実務経験または飼養従事経験

実務経験：種別に係る業態の常勤職員として6か月以上

飼養従事経験：動物種ごとに実務経験と同等と認められる1年間の飼養従事経験

提出書類

共通

- ① 第一種動物取扱業登録申請書
- ② 飼養施設の平面図（飼養施設がある場合）
- ③ 飼養施設周辺の見取り図
- ④ 動物取扱責任者選任要件の確認書類
 - ・実務経験：動物取扱業実務証明書
 - ・飼養従事経験：飼養に従事した経験を証明する書類
（飼養従事経験証明書や、飼養従事経験を証する記録類）
 - ・資格：資格証の写し
 - ・学歴：卒業証明書及び履修証明書等
- ⑤ 動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類
- ⑥ 動物取扱業の実施に係る場所使用承諾書

販売業・貸出業を実施する場合

第一種動物取扱業の実施の方法

販売業であって犬又は猫を取り扱う場合

犬猫等安全計画

申請者が法人の場合

法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

役員の氏名と住所を記した一覧

申請手数料

業種数	手数料
1業種目	16,000円
2業種目以降（1業種につき）	+6,000円

※例 同じ場所で販売、保管、訓練の3業種の登録申請を同時に行う場合

16,000円+6,000円+6,000円=28,000円

※納付後は、手数料を返還することはできません。

参考



長野市ホームページ 第一種動物取扱業登録申請について
（申請書類等がダウンロードできます）

都市計画法・建築基準法関連の確認についての問い合わせ

建築指導課 TEL 026-224-5048

申請の前に業を営むことができるか確認してください。

都市計画法や建築基準法により業の制限がかかる場合があります。

長野市保健所動物愛護センター

若里6丁目6番1号

TEL 026-262-1212

FAX 026-226-9981

Mail h-seikatu@city.nagano.lg.jp